

地域活性化総合特区の指定申請書（概要版）

地域活性化総合特別区域指定について

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

みやぎ45フィートコンテナ物流特区

2. 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

宮城県全域

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

宮城県全域

iii) 区域設定の根拠

みやぎ45フィートコンテナ物流特区は、本年3月25日付けで構造改革特区の認定を受け、宮城県全域を特区の区域として規制緩和措置がなされている。

45フィートコンテナの利用拡大に係るイニシャルコストや輸出入バランス等の課題解決のため、総合特区として税制・財政上の支援措置を講じようとするものであり、構造改革特区と同様に宮城県内全域とするもの。

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

税制・財政上の支援措置により、イニシャルコストや輸出入バランス等の課題の解決を図るとともに、我が国で唯一45フィートコンテナの公道輸送が可能であるという利点を活かし、県内企業の優位性を高め、県内企業の競争力強化、企業経営の大幅な効率化を図り、本県への企業立地を促進する。

また、東日本大震災からの県内企業の復旧・復興を促進する。

さらに、連携協定を締結した京浜港との連携により、45フィートコンテナの利用拡大を図る。

イ) 評価指標及び数値目標

平成24年度～平成28年度

評価指標(1): 輸送効率の向上

数値目標(1): 13%向上

評価指標(2): CO₂排出削減量

数値目標(2): 年間100t削減

評価指標(3): 45フィートコンテナによる輸入数量

数値目標(3): 年間500本

評価指標(4): 45フィートコンテナ輸送車両数

数値目標(4): 10台

評価指標(5): 交差点改良等が必要な箇所の改良率

数値目標(5): 70%

評価指標(6): 45フィートコンテナ輸送車両の高速道路利用率

数値目標(6): 100%

ウ) 数値目標の設定の考え方

① 評価指標(1) 物流コストの削減、評価指標(2) CO₂排出量削減

45フィートコンテナへの利用転換により運行回数の削減及びCO₂排出量削減が図られるため。

② 評価指標(3) 45フィートコンテナによる輸入数量

45フィートコンテナ利用の輸入品に係る関税相当分を利用者に助成することで輸入貨物が増加し、輸出入バランスが確保されるため。

③ 評価指標(4) 45フィートコンテナ輸送車両数

45フィートコンテナ輸送車両の整備が当面の課題となるため。

④ 評価指標(5) 交差点改良等が必要な箇所の改良率

45フィートコンテナ輸送路線の質的改良の進捗状況を確認するため。

- ⑤ 評価指標（６）４５フィートコンテナ輸送車両の高速道路利用率
４５フィートコンテナ輸送車両の高速道路への利用転換状況を確認するため。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野

ク) 物流

イ) 解決策

- ① ４５フィートコンテナの輸送円滑化事業の実施
- ② ４５フィートコンテナ利用の輸入品に係る関税相当分を利用者に助成する制度の創設
- ③ ４５フィートコンテナ導入支援のための既存補助制度の拡充と優先適用
- ④ ４５フィートコンテナ輸送路線の質的改良に係る補助制度等の創設
- ⑤ ４５フィートコンテナ輸送車の県内高速道路通行料金の割引
- ⑥ 企業団地と仙台塩釜港を結ぶルートの道路構造等の調査の実施
- ⑦ ４５フィートコンテナの利用拡大に向けたシンポジウム等の実施

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

- ① 地域の歴史や文化
 - (１) 東北地方唯一の国際拠点港湾である仙台塩釜港
- ② 地理的条件
 - (１) 北米への最短ルートの航路の就航
- ③ 社会資本の現状
 - (１) 世界へつながるコンテナ航路
 - (２) 仙台塩釜港のコンテナ施設の機能強化
 - (３) 県内の高速交通ネットワークの充実
 - (４) 東北地方太平洋沖地震による被災からの復旧
 - (５) 京浜港との連携
- ④ 地域独自の技術の存在
 - (１) 構造改革特区（４５フィートコンテナの輸送円滑化事業）の認定
- ⑤ 地域の産業を支える企業の集積等
 - (１) 県内への企業集積の進展
- ⑥ 人材、NPO等の地域の担い手の存在
 - (１) ４５フィートコンテナによる物流に積極的に取り組む企業の存在
- ⑦ 地域内外の人材・企業等のネットワーク
 - (１) 官民一体、産学官の連携による推進体制
- ⑧ その他の地域の蓄積
 - (１) 構造改革特区（４５フィートコンテナの輸送円滑化事業）の認定

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

構造改革特区と同様の規制緩和措置（①）と併せて、総合特区として、４つの税制・財政上の支援措置（②～⑤）を講じるもの。

① ４５フィートコンテナの輸送円滑化事業の実施（構造改革特区において措置済）

ア) 事業内容

特殊車両通行許可申請における長さの審査基準を緩和し、４０フィートコンテナ輸送車と同等の通行条件を適用できる特例措置を設けるもの。

イ) 想定している事業実施主体

総合特別区域内の輸送企業

ウ) 当該事業の先駆性

構造改革特区（４５フィートコンテナの輸送円滑化事業）の認定

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会の合意が得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

４５フィートコンテナによる本格的な物流が行われている。

② ４５フィートコンテナ利用の輸入品に係る関税相当分を利用者に助成する制度の創設

ア) 事業内容

４５フィートコンテナ利用の輸入品に係る関税相当分を利用者に助成する制度を創設し輸入のインセンティブとすることで輸出用の空コンテナの確保を図るもの。

イ) 想定している事業実施主体

総合特別区域内の荷主企業

ウ)、エ)、オ)は①のとおり

③ 45フィートコンテナ導入支援のための補助制度の拡充と優先適用

ア) 事業内容

「グリーン物流パートナーシップ普及事業」、「国際海上コンテナ陸上輸送高度化支援事業」の補助制度の拡充・優先適用により、イニシャルコストの低減を図るもの。

イ) 想定している事業実施主体

総合特別区域内の輸送企業及び船会社

ウ)、エ)、オ)は①のとおり

④ 45フィートコンテナ輸送路線の質的改良に係る補助制度等の創設

ア) 事業内容

45フィートコンテナ輸送車両の走行に支障がある箇所について、交差点改良等を行うための国庫補助事業及び国直轄事業を創設するもの。

イ) 想定している事業実施主体

総合特別区域内の道路管理者（国、県、市町村）

ウ)、エ)、オ)は①のとおり

⑤ 45フィートコンテナ輸送車の県内高速道路通行料金の割引

ア) 事業内容

宮城県内の高速道路の通行料金の割引により、高速道路への利用転換を図り輸送の一般道の混雑緩和と安全性の確保を図るもの。

イ) 想定している事業実施主体

総合特別区域内の輸送企業

ウ)、エ)、オ)は①のとおり

ii) 地域の責任のある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

① 県内の企業団地と仙台塩釜港を結ぶ路線の道路調査の実施

② 45フィートコンテナの利用拡大に向けた地域協議会の取組

◆ 勉強会の開催

◆ 研修会の開催

◆ シンポジウムの開催

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

特になし

c) 地方公共団体等における体制の強化

総合特区における地域協議会を構造改革特区の推進組織として位置づけ、45フィートコンテナの利用拡大に取り組んでいる。

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

① 45フィートコンテナ利用拡大に係るポートセールスの実施

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

地域協議会を継続して設置し、年度毎に、目標の達成状況を評価する。

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

実施主体が地域協議会の委員となっており、地域協議会の意見が取組の改善に直接的に反映される。

c) 評価における地域住民の意見の反映状況

特になし

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H22年度 45フィートコンテナ公道輸送に係る構造改革特区の認定

H23年度 商業ベースで45フィートコンテナ公道輸送が開始

“ 45フィートコンテナ輸送に係る総合特区の申請

H24年度 45フィートコンテナ輸送に係る総合特区の認定

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

・ 構成員：荷主企業、船会社、輸送企業、荷役企業、集荷代理店、地元経済団体、業界団体、支援措置に関連する企業及び行政機関、地元市町村

3. 新たな規制の特例措置等の提案について

特になし